

パブリックコメント実施要領

計画等の案の名称	第2期伊豆の国市自殺対策行動計画
意見募集の趣旨	<p>誰も自殺においこまれることのない社会の実現を目指し、地域レベルでの自殺対策を更に推進することを目的として、第2期伊豆の国市自殺対策行動計画を策定します。</p> <p>自殺対策は、生きることの包括的支援として、保健、医療、福祉、教育、労働等、さまざまな分野が連携し、全市をあげて取り組むべきものです。市民一人ひとりが心の健康を保つための取組をしていくとともに、自殺対策の担い手になれるように努める必要があります。現在の第1期伊豆の国市自殺対策行動計画が令和5年度末で終了するため、令和6年度からの5年間の対策について、計画します。つきましては、この計画（案）に対する市民の皆様からのご意見を広く募集します。</p>
意見の提出期間	令和6年2月14日（水）から令和6年3月8日（金）正午まで
計画等の案の閲覧場所	<ul style="list-style-type: none"> ・伊豆の国市ホームページ ・伊豆の国市役所本庁1階玄関ロビー ・伊豆の国市役所障がい福祉課窓口（大仁支所内）
意見の提出先	伊豆の国市 健康福祉部 福祉事務所 障がい福祉課
意見の提出方法	<p>(1) 書面による提出 提出先：伊豆の国市障がい福祉課</p> <p>(2) 電子メール shoufuku@city.izunokuni.shizuoka.jp</p> <p>(3) 郵便 宛先 〒410-2396 伊豆の国市田京299番地の6 伊豆の国市障がい福祉課</p> <p>(4) ファクシミリ 番号 0558-76-8029</p>
問合せ先	<p>伊豆の国市健康福祉部福祉事務所障がい福祉課</p> <p>電話番号 0558-76-8007</p> <p>メールアドレス shoufuku@city.izunokuni.shizuoka.jp</p>
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・意見を提出する場合は、別紙の意見書に氏名（法人等の場合は名称及び代表者氏名）、住所等を明記の上、意見提出の対象となる部分のページ、項目、意見を記載してください。 ・ご意見に対する市の考え方は、類似するご意見をまとめた上で、市のホームページでお示しします。個別には回答いたしませんのでご了承ください。 ・電話など口頭による意見の申出は、趣旨等内容が不明確によるおそれがあるため受け付けません。